

## 人事院勧告に準拠した賃金の不利益変更に関する団体交渉概要

開催日時：2009年10月29日（木）16時～17時05分

出席者

大学：高杉事務局長、大西総務部長、浅野職員課長、東人事課長、吉田職員課長補佐、  
他3名

組合：神沼委員長、姉崎副委員長、福盛田書記長、西尾、山形、小崎、各執行委員、  
伊藤、山口、各組合員

○：組合側発言、●：大学側発言、{ }内は組合責任での補筆

- 事前協議を踏まえて回答を用意させて頂いている。1回で終わるとは考えていない。
- （高杉理事・事務局長）給与改定の趣旨について説明。{10月13日付け総長名で出した趣旨を繰り返しただけ。}「国と同様の措置を講ずることが必要と判断し、国において人事院勧告どおり所要の法改正が行われた場合には、本学においても、同様の措置を講ずる方向で取り進めております。」独立行政法人法を準用して、「一般社会の情勢への適応」ということを勘案して決定した。前政権下の閣議決定を新政権でも変更しないので、これにしたがって進める方針。経営協議会で決定した労働条件変更に関する総長の方針を教職員に知らせる義務があり、13日に通知を行った。労使交渉で最終決定することは承知している。

○組合からは、この交渉を、当局がどのように捉えているのか、2005年の寒冷地手当の交渉の際の大学と組合との「確認書」に基づいてやろうとしているのか、確認したい。

そもそも、口頭でよみあげるだけでは、だめだ。不利益変更なのだから、きちんと資料を提示して交渉に臨むべきである。確認書の内容の違反である。

- （確認書が）あるなしにかかわらず、誠意をもって交渉したい。
- 確認書を読んでいるのか？
- 確認書があることは聞いている。読んではいない。（事務局長）
- 3年以上経つので無効であると考えているのか。
- 確認事項については、誠意をもって交渉したい。
- 組合側からは、6日に団交要求書を出し、(29日に団交を行ったが)その返事もなしの中で、13日に職員向けに総長見解を出すことは、労働契約法違反であり、労使関係の信義に悖るものではないか。
- 通知は、組合だけではなく、職員全体に伝えるという意図から出されている。
- どのようなプロセスを経れば、労働条件の改定が成立すると考えているのか。労使が協議し、両者の合意の上で成立するというのが労働契約法の立場である。
- 労働者の合意なく、不利益変更することはできないと考えている。今回の通知は大学の方針を示したもので、これで不利益改定を決定したものではない。
- 決定ではないというが、多くの職員はこれを決定と受けとめている。それは誤解であるということか。誤解であるというのであれば、これを訂正する文書を出すべきではないか。
- 大学の方針は、正しく伝えていると思う。

- 誤解ということではないのか。
- 決定ではないということである。
- (この通知は) 最初のボタンの掛け違いではないか。我々は内容についての相互の見解の差違があることは承知している。それだから交渉し協議している。問題は、手続きに瑕疵があるということだ。組合との交渉をぬきに提案したことは、法律違反ではないか。経営協議会でこの通知案を提案していること自体がおかしいということである。この文書は総長名で出されているが、なぜこの交渉に総長は出てこないのか。
- (高杉事務局長) 私は、総長から全権を委任されている。(団交については)
- 組合を蔑ろにしているのではないか。
- そんなことはない。不利益変更にあたると考えているので、交渉している。
- 独立行政法人法を準用してというが、独法と国立大学法人とは同じではない。「独法」がこうだから、国立大学法人がこうであるという言い方は、間違っている。「閣議決定」を直ちに受け入れて行うものではないのではないのか。大学独自の判断が必要ではないか。
- 最終的判断は大学が行う。
- 13日付文書は、保留の上、交渉を行いたい。
- ……(無言)
- 北大独自の方針があるのであれば、その根拠を示して欲しい。
- ……(無言)
- 「調整」という用語について、人事院に問い合わせたところ、「不利益遡及と同じ」という見解であった。組合は、この解釈が妥当であると認識しているが、どうか。
- 人事院の見解が理解できない。(東人事課長)
- 他の大学では、不利益遡及をしていない事例もある。つまり、大学の判断で可能と言うことだ。北大はなぜ、独自な検討と判断をしないのか。答えてほしい。この場でだめならば、次回説明すべきである。
- 不利益遡及を含めて原案を再検討するということがいいか。労働契約法に基づいて団交に臨むべきであり、口頭説明ではだめである。経営者側がきちんと資料を準備すべきである。
- そのように考えている。資料も準備したい。

以上